鹿屋保健所 電話0994-43-3121

電話0994-22-3044

本庁保健福祉課 (保健衛生係)

鹿児島県におきましては平成16年8月か

ら、医療保険が適応されず高額の医療費が

た、 極めて少ないと医師に診断され ては妊娠の見込みがないか又は 定不妊治療以外の治療法によっ に住所(住所登録)を有し、 鹿児島県内 (鹿児島市を除く) 法律上の婚姻をしている夫

助成対象者

行われた治療に限る。 (県が指定する指定医療機関で 「特定不妊治療」という。)

所得制限

県内各保健所

令を準用します。

金額が650万円未満

0994-22-1446

夫及び妻の前年の所得の合計

(所得の計算は児童手当法施行

特

度内(3月31日まで) 治療が終了した日の属する年

申請期限

対象治療法 体外受精及び顕微授精(以下

内全域を対象として実施) 鹿児島県(鹿児島市を除く県 事業実施主体

【事業の概要】

*平成18年度より5年間になり ました

たり10万円を限度に通算5年間 一組の夫婦に対し、一年度当

助成の内容

準じた証明書)

かかる体外受精と顕微授精の治療を受けた 夫婦に対して、不妊治療助成金を給付する 「不妊治療費助成事業」を実施しています。 助成事業の概要は、左記のとおりです。

不妊治療助成事業に

ついて

詳細については、鹿屋保健所までお問い 合わせください。

指定医療機関が発行する不妊

治療費領収書

法律上の婚姻をしている夫婦

登録原票記載事項証明書、



夕日が美しい海岸でキャンプを楽しめます。 炊事棟、バーベキューセット(10卓)シャワ

神川キャンプ場

室なども完備されています。

助成金給付方法

を本人口座に振込む。 承認決定した者に対し、 申請書等の内容を審査の上、 助成金

指定医療機関が発行する不妊

治療費助成事業受診等証明

0994-25-3838

申請書類及び添付書類

不妊治療費助成事業申請書

(各保健所に準備)

5人用10棟、20人用が1棟 あり、バス、トイレ、キッチン、 食器類、2段ベッド、寝具など が完備されています。



キャンブ場

0994-25-3838

車で横付けでき、各14サイト には、五右衛門風呂、炊事棟が 完備されています。そのほか、 遊具施設なども充実しています。